

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則案について

平成29年2月
農林水産省
経済産業省
国土交通省

趣旨

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則を制定する。

概要

1 定義

(1) 第一種木材関連事業

次に掲げる事業を第一種木材関連事業と定義する。

樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）

樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）

樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

木材等の輸入をする事業

(2) 第二種木材関連事業

法第2条第3項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものを第二種木材関連事業と定義する。

2 家具、紙等の物品

法第2条第1項及び第2項の主務省令で定める物品として、次に掲げるものを定めることとする。

(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

(2) 木材パルプ

(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

(5) 木質系セメント板

(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの

(7) (1) から (6) までに掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

3 木材等を利用する事業

法第2条第3項の主務省令で定める事業として、電気事業者による再生可能

エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業を定めることとする。

4 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

法第6条第1項第4号の主務省令で定める事項として、木材関連事業者の体制の整備に関する事項を定めることとする。

5 木材関連事業者の登録の申請

法第8条の木材関連事業者の登録（法第12条第1項の登録の更新を含む。8において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をすることとする。

6 申請書の記載事項等

- (1) 法第9条第1項第2号（法第12条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めることとする。

第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

の木材等の1年間の重量、面積、体積又は数量の見込み

第一種木材関連事業を行う者にあつては、当該第一種木材関連事業に係るの木材等の原材料（2の（1）に掲げる物品にあつてはその部材の原材料に限り、2の（4）に掲げる物品にあつてはその基材の原材料に限る。）となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域

- (2) 第一種木材関連事業を行う者は、（1）の及びに掲げる事項を記載するに当たっては、当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類を記載することとする。

7 申請書の添付書類

- (1) 法第9条第2項（法第12条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めることとする。

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項

合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備に係る事項

- (2) 法第9条第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付することとする。

個人にあつては、住民票の写し

法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿
申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証

する書類

8 登録に係る公示事項等

- (1) 法第10条第2項(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めることとする。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

6の(1)の から までに掲げる事項

登録年月日及び登録番号

- (2) 登録実施機関は、登録をしたときは、遅滞なく、(1)の から までに掲げる事項を、当該登録を抹消する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示することとする。

9 木材関連事業者の登録事項の変更

- (1) 登録木材関連事業者は、法第9条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請することとする。

- (2) 登録実施機関は、(1)の規定による申請があったときは、法第14条第1項の規定により登録を取り消す場合を除き、(1)の変更があった事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をすることとする。

10 名称の使用

- (1) 法第13条第1項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める名称とする。

第一種木材関連事業を行う者 第一種登録木材関連事業者

第二種木材関連事業を行う者 第二種登録木材関連事業者

- (2) (1)の に定める名称を用いる登録木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲について誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じることとする。

11 登録の抹消に係る公示事項等

- (1) 法第15条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示することとする。

登録を抹消した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

6の(1)の から までに掲げる事項

登録を抹消した者の登録番号

登録を抹消した年月日

- (2) 登録実施機関は、登録を抹消したときは、遅滞なく、(1)の から までに掲げる事項を、当該抹消の日後1年を経過する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示することとする。

12 登録実施機関の登録の申請

- (1) 法第16条の登録実施機関の登録(法第19条第1項の登録の更新を含む。21において単に「登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出することとする。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

登録実施事務を行おうとする事務所の所在地

登録実施事務を開始しようとする年月日

登録実施事務の対象

- (2)(1)の申請書には、次に掲げる書類を添付することとする。
 - 個人にあつては、住民票の写し及び財産に関する調書
 - 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに貸借対照表及び財産目録
 - 申請者が法第17条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
 - 申請者が法第18条第1項各号のいずれにも適合することを証する書類

13 登録実施機関の登録事項等の変更

- (1)登録実施機関は、法第18条第2項第2号又は12の(1)の に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出ることとする。
- (2)主務大臣は、法第21条又は(1)の規定による届出(法第18条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を受けたときは、当該変更があつた事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をすることとする。

14 登録の更新

法第19条第1項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の6月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をすることとする。

15 登録実施事務の方法に関する基準

法第20条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1)法第8条の木材関連事業者の登録(9の(2)の変更の登録及び法第12条第1項の登録の更新を含む。以下この15及び20において単に「登録」という。)をしようとするときは、申請者が法第11条第1項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。
- (2)登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。
 - 申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年1回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。
 - 申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること及び10の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。
- (3)(2)の の報告又は(2)の の調査の結果、登録木材関連事業者が法第11条第1項第1号又は第14条第1項第2号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じ、又は10の規定を遵守すべきことを請求すること。
- (4)登録実施事務に関して知り得た秘密を保持すること。

16 弁明の機会の付与

登録実施機関は、法第14条第1項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その1週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与することとする。

17 登録実施事務規程

法第22条第2項の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めるところとする。

- (1) 登録実施事務の対象に関する事項
- (2) 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項
- (3) 登録実施事務を行う事務所に関する事項
- (4) 登録実施事務に関する料金の収納に関する事項
- (5) 登録実施事務の実施方法に関する事項
- (6) 登録実施事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- (7) 登録実施事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項
- (8) 登録実施事務に関する公正の確保に関する事項
- (9) 登録実施事務を行う組織に関する事項
- (10) 登録実施事務を行う者の職務に関する事項
- (11) その他登録実施事務に関し必要な事項

18 登録実施事務の休廃止の届出

登録実施機関は、法第23条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の6月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出することとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務を行う事務所の所在地
- (3) 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務の対象
- (4) 休止し、又は廃止しようとする年月日
- (5) 休止しようとする場合には、その期間

19 電磁的記録に記録された事項を表示する方法等

- (1) 法第24条第2項第3号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- (2) 法第24条第2項第4号の主務省令で定める電磁的方法は、磁気ディスク等の一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法等とする。

20 帳簿

- (1) 法第28条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存することとする。
- (2) 法第28条の主務省令で定める事項として、次に掲げるものを定めるところとする。

法第9条第1項各号に掲げる事項

登録の申請を受けた年月日

登録又は登録の拒否の別

登録の拒否をした場合には、その理由

登録をした場合には、登録年月日及び登録番号

その他登録実施事務の実施に関し必要な事項

- (3) 登録実施機関は、登録又は登録の拒否をしたときは、遅滞なく、(2)の から までに掲げる事項を帳簿に記載することとする。

21 登録実施機関の公示

主務大臣は、登録をしたときには、次に掲げる事項を公示することとする。

- (1) 法第18条第2項各号に掲げる事項

(2) 登録実施機関の登録実施事務の対象

施行日

平成29年5月20日（法の施行日と同じ）施行